

様式第 1 号（第 5 条関係）

（表）

湯河原町移住支援金交付申請書

年 月 日

湯河原町長 様

湯河原町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を受けたいので、次のとおり移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第 2 号）と関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生 年 月 日	年 月 日
氏 名		年 齢	歳
住 所	〒	電 話 番 号	

2 移住支援金の内容（該当する事項の右欄に○を付けてください。）

単身・世帯	単身での移住（60万円）	
	世帯での移住（100万円） ※同時に移住した家族の人数_____人 （1の申請者は含まない。）	
	加 算 額	18歳未満の世帯員を帯同する移住
支 援 金 の 種 類	要綱第 4 条第 2 号の就業に伴う移住	
	要綱第 4 条第 3 号のテレワークに伴う移住	
	要綱第 4 条第 4 号の関係人口に該当する者の移住	

3 各種確認事項（該当する事項の右欄に○を付けてください。）

申請日から 5 年以上継続して、湯河原町に居住する意思がある。	
過去に移住支援金の交付を受けていない。	
（要綱第 4 条第 2 号に該当する場合のみ記載） 申請日から 5 年以上継続して就業する意思がある。	
（要綱第 4 条第 3 号に該当する場合のみ記載） 移住は自己の意思であり、所属からの命令ではない。	
（要綱第 4 条第 4 号に該当する場合のみ記載） 区会へ加入し、地域活動に積極的に参加する意思がある。	
（要綱第 4 条第 4 号に該当する場合のみ記載） 農林水産業、福祉業、介護業、医療業又は観光業若しくは家業に就業、又は町内の空き家・空き店舗を活用して営業を開始する。	

備考 各種確認事項に該当しない場合は、移住支援金の支給対象となりません。

(裏)

4 移住直前10年間の在住履歴

期	間	住	所

備考

- 1 移住直前1年間は、「東京23区内に在住」又は「東京圏（埼玉県、千葉県及び東京都をいう。以下同じ。）（条件不利地域を除く。）」に在住し、東京23区内へ通勤」している必要があります。
 - 2 移住直前10年間のうち、「東京23区内での在住期間」又は「東京圏（条件不利地域を除く。）」に在住し、東京23区内への通勤期間」が通算で5年以上ある必要があります。ただし、東京圏（条件不利地域を除く。）に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内で就業等した者については、当該通学期間も通算に含めることができます。
- 5 移住直前10年間の在勤及び在学履歴（東京23区内への通勤者、通学者のみ記載）

期	間	通勤先（通学先）	通勤地住所（通学地住所）

6 移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ記載）

勤務先・部署名	
住	所
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他（ ）

様式第2号（第5条関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 移住支援金に関する報告及び立入調査について、神奈川県及び湯河原町から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、湯河原町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 虚偽の申請等をした場合：全額
 - イ 移住支援金の申請日から3年未満で湯河原町から転出した場合：全額
 - ウ 要綱第4条第2号又は第4号に定める要件を満たして申請した者が、移住支援金の申請日から1年以内にその要件を満たす職を辞した場合：全額
 - エ 移住支援金の申請日から3年以上5年以内で湯河原町から転出した場合：半額

2 同意事項

- (1) 神奈川県及び湯河原町が、申請者及び同一世帯に属する者の個人情報について、他の都道府県において実施する移住・就業支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。
- (2) 住民基本台帳記載内容及び町税等の納付等状況について、町職員が調査を行うことに同意します。

年 月 日

湯河原町長 様

住所

申請者

氏名

【同一世帯に属する者】

氏名 _____ 氏名 _____

氏名 _____ 氏名 _____

様式第3号（第5条関係）

就業証明書（就業に関する要件用）

年 月 日

湯河原町長 様

所在地
事業所名
代表者氏名
電話番号
担当者氏名

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者氏名		
勤務者住所		
勤務先名称		
勤務先所在地		
勤務先電話番号		
就業年月日		
応募受付年月日		
以下、該当する場合に右のチェック欄に○印をすること。		チェック欄
共通	雇用形態が、週20時間以上の無期雇用である。	
	新規の雇用である（転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でない）。	
一般就業の場合	勤務者と代表者、取締役等の経営を担う者が3親等以内の親族に該当しない。	
専門人材の場合	目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提の雇用でない。	

備考 神奈川県移住支援事業及び湯河原町移住支援金交付事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、神奈川県又は湯河原町の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第4号（第5条関係）

就業証明書（テレワークに関する要件用）

年 月 日

湯河原町長 様

所在地
事業所名
代表者氏名
電話番号
担当者氏名

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者氏名		
勤務者住所		
勤務先名称		
勤務先所在地		
勤務先電話番号		
就業年月日		
以下、該当する場合に右のチェック欄に○印をすること。	チェック欄	
所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む。）による移住ではない。		
本町を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。		
週20時間以上、テレワークにより勤務する。		

備考 神奈川県移住支援事業及び湯河原町移住支援金交付事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、神奈川県又は湯河原町の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

湯河原町長 印

移住支援金交付決定（不交付）通知書兼交付確定通知書

年 月 日付けで申請のありました湯河原町移住支援金の交付については、次のとおり決定し、交付金額を確定しましたので通知します。

1 交付

交 付 決 定 額	円
-----------	---

2 不交付

理 由	
-----	--

備考

- 1 湯河原町移住支援金交付要綱の規定に基づき、次の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に本町から転出した場合：全額
 - ・要綱第4条第2号又は第4号に定める要件を満たして申請した者が、申請日から1年以内にその要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に本町から転出した場合：半額
- 2 湯河原町は、湯河原町移住支援金交付要綱の規定に基づき、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合は、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

様式第 6 号（第 8 条関係）

移住支援金請求書

年 月 日

湯河原町長 様

住 所
申請者
氏 名
電 話 番 号

次のとおり、湯河原町移住支援金の交付を請求します。

振込先（太線内のみ記入してください。）

交 付 請 求 額					円
金 融 機 関 名	銀行・信金・信組 農協・労金				
支 店 名	本店 支店 支所				
口 座 番 号	普通 ・ 当座				
ふ り が な					
口 座 名 義					

備考 振込口座の確認のできるもの（通帳、キャッシュカード）の写しを添付

ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）を御記入ください。